

公立大学法人東北公益文科大学理事会規程

令和8年4月1日規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人東北公益文科大学定款（以下「定款」という。）第15条に規定する理事会（以下「理事会」という。）の運営に関し、定款に定めるもののほか、公立大学法人東北公益文科大学の組織及び運営に関する規則（令和8年規則第1号）第12条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 理事会の招集は、理事長が会議の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ各構成員に通知して行う。

2 招集の後に緊急を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、理事長は、あらかじめ通知した事件以外の事件を理事会に付議することができる。

(職務代理)

第3条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠員のときは、副理事長がその職務を代理する。

(構成員以外の者の出席)

第4条 監事は、定款第17条第5項の規定により、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

2 議長は、必要があると認めるときは、役員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第5条 理事会の議事について、議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第6条 理事会の事務は、法人企画課において処理する。

(委任)

第7条 理事会の運営に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。